

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8 年 6 月 8 日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号	
氏 名 ピーエス・コンストラクション株式会社 名古屋支店 支店長 崎山 義之	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-221-8487	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ピーエス・コンストラクション株式会社 名古屋支店 金沢高架橋東上り線床版取替工事作業所
事業場の所在地	石川県金沢市神野町～金沢市千木町
計画期間	2026年04月01日 ～ 2027年03月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	2025年度元請完成工事高：18,342百万円
③ 従業員数	110人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥（橋梁塗膜） 発生→委託→焼却処理→最終処分（管理型埋立）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 支店長の下に2部署長2名の総括責任者を置く 廃棄物処理・リサイクル委員長 支店長 ↓ 廃棄物処理・リサイクル総括責任者 土木工事事務所 土木担当 G L 建築工事事務所 建築担当 G L ↓ 廃棄物処理・リサイクル総括責任者 土木工事事務所 土木工事作業所長 建築工事事務所 建築工事作業所長 ↓ 廃棄物処理・リサイクル委員会 産業廃棄物処理責任者：作業所発令をもって各部作業所長（主任）を選任 特別管理産業廃棄物管理責任者：作業所発令をもって各部作業所長を選任（必要時） 産業廃棄物処理施設技術管理者：現在 該当の処理施設は無い			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	排出量	57.32 t	t
	（これまでに実施した取組） 計画及び施工段階での廃棄物発生抑制の検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	排出量	30 t	t
	（今後実施する予定の取組） 計画及び施工段階での廃棄物発生抑制の検討		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別ヤード、保管場所を整備し専用容器に内容物が判別できるよう明示し管理する		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別ヤード、保管場所を整備し専用容器に内容物が判別できるよう明示し管理する		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	全処理委託量	57.32 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 取引実績等考慮し、委託先の検討を行う 優良認定処理業者への委託率の増加を図る		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（判定基準超）	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 取引実績等考慮し、委託先の検討を行う 優良認定処理業者への委託率の増加を図る		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	57.32	t
	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェスト（JWNET）加入済		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8 年 6 月 1 日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 〒920-8217石川県金沢市近岡町309番地	
氏 名 株式会社アルプ 代表取締役社長 古賀 美純	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-237-4230	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社アルプ
事業場の所在地	石川県金沢市近岡町309番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	84. 保健衛生
② 事業の規模	令和7年度売上高 116億円
③ 従業員数	673名(令和8年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→医療廃棄物容器(梱包)→指定保管場所(保管)→委託処分業者(処分)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 検査部 部長(廃棄物処理総括責任者) →検査部 次長(産業廃棄物管理担当) →各部署 管理責任者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	63.5 t	1.25 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物削減の注意喚起と非感染性物質との分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	100 t	1.5 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き分別の徹底と注意喚起		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物とその他の廃棄物との廃棄場所の区分を明確化している		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	63.5 t	1.25 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	38.7 t	1.25 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	状況に応じて、感染性廃棄物容器の定数の見直しや回収日の変更等の対応を行った。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	100 t	1.5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	40 t	1.5 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	64.75 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト加入済		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

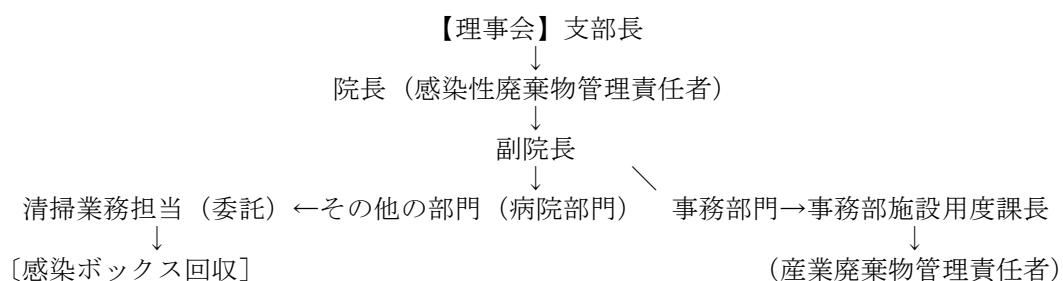
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8 年 6 月 30 日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所	金沢市赤土町ニ13番地6
氏 名	社会福祉法人 恩賜 財団 済生会支部石川県済生会
	支部長 村田 拓也
電話番号	076-266-1060
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	石川県済生会金沢病院
事業場の所在地	金沢市赤土町ニ13番地6
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	8311：病院
② 事業の規模	260床
③ 従業員数	469人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物（感染性廃棄物） →運搬受託業者 →処分受託業者 →処分事業場

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	排出量	77.896 t	0.19 t
	（これまでに実施した取組） 非感染性廃棄物を感染性廃棄物に混入させないよう注意喚起を行ったことにより約9%の削減となった。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	排出量	77 t	0.19 t
	（今後実施する予定の取組） 感染症の流行や入院患者数の変動如何に左右される面はあるが、引き続き防護具等の使用状況を把握検討し、排出の抑制に努めたい。 加えて、一般廃棄物と感染性廃棄物の分別の精度を上げ、排出量の抑制に進めたい。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：感染性廃棄物 取組：感染性廃棄物回収ボックスへの適切な廃棄（過大・過少な排出を避ける）を職員に周知し感染性廃棄物の正しい廃棄に努めるよう指導した。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：感染性廃棄物 取組：毎月の排出量を可視化し職員に周知することで感染性廃棄物削減への意識を醸成する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	全処理委託量	77.896 t	0.19 t
	優良認定処理業者への処理委託量	77.896 t	0.19 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	病院・回収業者・清掃担当者で必要な情報の共有ができるよう、連絡・報告体制の維持に努めた。		
	結果、1年間を通して大きな問題が発生することなく、適切な廃棄物処理を行うことができた。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	全 処 理 委 託 量	77 t	0.19 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	77 t	0.19 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) これからも廃棄物回収業者との連携・情報共有を推進し、廃棄の記録 の管理を徹底する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	77.896 t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和7年度についても前年に引き続きすべての産業廃棄物を電子マニ フェスト化することができた。今後も安定的な運用に務める。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 1日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 金沢市鞍月東2丁目1番地	
氏 名 石川県立中央病院長 岡田 俊英	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-238-7858	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	石川県立中央病院
事業場の所在地	金沢市鞍月東2丁目1番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	病院(分類831)
②事業の規模	630床
③従業員数	約1100人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 → 焼却 → 管理型埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 院長 ↓ 管理局長 ↓ 診療部長（特別管理産業廃棄物管理責任者） ↓ 用度課長 ↓ 用度課担当係 ⋮ 委託業者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	204.6 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を 関係部署に通知している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を 関係部署に周知徹底する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	204.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	204.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	204.6 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託業者において優良認定を取得		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	200 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	200 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	204.6	t
	(今後実施する予定の取組等)		
—			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8年 6月 15日	
(宛先) 金沢市長 様	
提出者	
住 所 金沢市三馬2丁目251	
氏 名 金沢赤十字病院 院長 寺崎 修一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-242-8131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	金沢赤十字病院
事業場の所在地	金沢市三馬2丁目251
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	831病院
②事業の規模	許可病床数 243床
③従業員数	501人(令和8年6月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出している感染性廃棄物は自己処理を行わず、収集運搬処理業務を全て委託している。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 院長－院内感染対策委員会－経理課長－経理課担当者－委託業者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	117.372 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染際廃棄物の分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	117.372 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の分別のさらなる徹底および容器には極力整理して収納するよう通知、量の多い部署にはその都度どのような事業を実施したかを確認する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物専用コンテナにて施錠管理し排出部署において適正に分別管理をしている。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各部署にて感染性廃棄物の分別について再度周知徹底		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（7 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（7 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全処理委託量	117.372 t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	117.372 t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	117.372 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	117.372 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の分別のさらなる徹底、毎月発生量を確認し、量の多い部署にはその都度どのような事業を実施した結果かを確認する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	117.372	t
	(今後実施する予定の取組等) 感染性廃棄物の分別のさらなる徹底。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 15 日	
金沢市長 殿	
提出者	
住 所 金沢市宝町 1 3 番 1 号	
氏 名 国立大学法人金沢大学附属病院	
病院長 吉崎 智一	
電話番号 0 7 6 - 2 6 5 - 2 0 0 0	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	国立大学法人 金沢大学附属病院
事業場の所在地	金沢市宝町 1 3 番 1 号
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般病院
② 事業の規模	8 3 0 床
③ 従業員数	1 8 5 8 人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	（発生）（専用容器に梱包）（保管）（処分） 感染性廃棄物 → ・鋭利なもの ・固形状のもの ・液状または泥状のもの → 指定集積所 → 指定保管場所 → 委託処分業者

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
特別管理産業廃棄物 管理責任者 院内清掃業者責任者 廃棄物管理責任者 金沢大学施設部 宝町施設支援室 収集運搬業者責任者 都道府県等廃棄物担当部局 中間処理業者または 最終処分業者 責任者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	452.83673 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物分別表の策定並びに職員への周知の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	452 t	t
	(今後実施する予定の取組) 更なる分別の徹底		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	全処理委託量	452.83673	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	452.83673	t	t
	再生利用業者への処理委託量	—	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t	t
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	452 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	452 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	452.83673	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストシステム使用の継続		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書の別紙

廃棄物の種類	①排出量		自ら再生利用を行った量(②+⑧)						⑤自ら熱回収を行った量	
					②直接再生利用した量		⑧中間処理後に再生利用した量			
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
感染性廃棄物	452.833	452								
pH2.0以下の廃酸	0.002	0								
pH12.5以上の廃アルカリ	0.0015	0								
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.00023	0								
合計	452.83673	452								

廃棄物の種類	⑦自ら中間処理により減量した量		自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(③+⑨)					
					③直接埋立処分等をした量		⑨中間処理後に埋立処分等した量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
感染性廃棄物								
pH2.0以下の廃酸								
pH12.5以上の廃アルカリ								
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)								
合計								

廃棄物の種類	⑩全処理委託量									
			⑪優良認定 処理業者への処理委託量		⑫再生利用業者への 処理委託量		⑬熱回収認定業者への 処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
感染性廃棄物	452.833	452	452.833	452						
pH2.0以下の廃酸	0.002	0	0.002	0						
pH12.5以上の廃アルカリ	0.0015	0	0.0015	0						
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.00023	0	0.00023	0						
合計	452.83673	452	452.83673	452						

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8 年 6 月 24 日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 石川県金沢市岩出町ニ73番地1	
氏 名 独立行政法人国立病院機構医王病院 院長 石田 千穂 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-258-1180	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	独立行政法人国立病院機構医王病院
事業場の所在地	石川県金沢市岩出町ニ73番地1
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：病院
② 事業の規模	病床数：310床
③ 従業員数	320人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→優良認定処理業者へ処分委託→焼却処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 院長（特別管理産業廃棄物処理総括責任者） ↓ 企画課長（特別管理産業廃棄物管理担当）			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	115.845 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	115.845 t	t
	(今後実施する予定の取組) 医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難である		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（ 7 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	全 処 理 委 託 量	115.845 t	t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	115.845 t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	115.845 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	115.845 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難である		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和元年度内に既に電子情報化に切り替えている		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
46199	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 石川県金沢市沖町ハ－ 1 5	
氏 名 独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院 病院長 安居 利晃 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-252-2200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院
事業場の所在地	石川県金沢市沖町ハ－ 1 5
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般病院【8311】
② 事業の規模	病床数 248床
③ 従業員数	522名 (内訳：常勤447名、非常勤75名) ※令和7年4月1日時点
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物：発生現場でメディカルボックスへ破棄 →当院敷地内感染性廃棄物保管場所にて保管 →運搬業者に委託し毎週月・金曜日に運搬 →処分業者へ渡し焼却処分 引火性廃油：随時、運搬・処分業者へ委託し油水分離 廃アルカリ：随時、運搬・処分業者へ委託し中和 強酸廃液：随時、運搬・処分業者へ委託し中和

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 7 年度）実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	56.85		t	
(今後実施する予定の取組等)				
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の管理および処理に関する組織図

	部 署 属	氏 名	備 考
管理責任者	副院長	渡辺和良	
事務部	総務企画課課長補佐	多田 義和	
委員	西 3 病棟師長	谷之美根里	
	西 4 病棟師長	佐々木勝美	
	東 4 病棟師長	廣瀬真理子	
	西 5 病棟師長	光林直美	
	東 5 病棟師長	須磨悠子	
	手術部師長	能登智重	
	血液浄化部師長	新 博恵	
	外来看護師長	伊藤典子	
	健管センター師長	佐藤陽子	
	薬剤科	水野 宏昭	
	放射線科技師長	圓尾 圭司	
	検査部技師長	新谷 小百合	
	臨床工学副技師長	安井敦史	
	理学療法士長	田中 哲	
	主任栄養管理士	越野 庸介	
	総務企画課長	菱田 裕	
	経理課長	田村祐二	
	医事課長	藤原 龍	
	健管センター管理課長	大西宏行	
	老健副施設長	小西治久	
	老健介護看護部長	平澤 直子	

※この表の丸数字は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書の第2面の図表の番号です。報告書を記入する際にご利用ください。

(単位:t)

廃棄物の 種類	① 排出量		自ら再生処理を行った量(②+⑧)						⑤ 自ら熱回収を 行った量	⑦ 自ら中間処理 により減量した量	自ら埋立又は海洋投入処分した量(③+⑨)						⑩全処理委託量											
							② 直接再生 利用した量				⑧ 中間処理後に 再生利用した量						③ 直接埋立処分 等をした量		⑨ 中間処理後に 埋立処分等した量				⑪ 優良認定処理業者 への処理委託量		⑫ 再生利用業者への 処理委託量		⑬ 熱回収認定業者 への処理委託量	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
感染性産業廃棄物	56.44	56	0	0									0	0					56.44	56							56.44	56
特廃酸	0.004	0	0	0									0	0					0.004	0							0.004	0
廃酸	0.016	0	0	0									0	0					0.016	0							0.016	0
特廃酸有害クロム	0.002	0	0	0									0	0					0.002	0							0.002	0
廃油	0.388	0.3	0	0									0	0					0.388	0.3							0.388	0.3
	0	0	0	0									0	0					0	0								
	0	0	0	0									0	0					0	0								
	0	0	0	0									0	0					0	0								
	0	0	0	0									0	0					0	0								
	0	0	0	0									0	0					0	0								
	0	0	0	0									0	0					0	0								
	0	0	0	0									0	0					0	0								
	0	0	0	0									0	0					0	0								
	0	0	0	0									0	0					0	0								

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 石川県金沢市角間町	
氏 名 国立大学法人金沢大学 学長 和田隆志 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-264-6180	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	金沢大学 角間キャンパス
事業場の所在地	石川県金沢市角間町
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	81 学校教育
② 事業の規模	7,920人
③ 従業員数	1,454人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(発生) (梱包) (保管) (処分) 特別管理産業廃棄物 → 袋ダンボール箱 → 指定保管場所 → 委託処分業者 ビン 金属缶 プラスチック容器

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 学長 ↓ 理事（施設担当） ↓ 施設部長（特別管理産業廃棄物処理統括責任者） ↓ 施設企画課長（特別管理産業廃棄物処理管理担当） ↓ 各部局の責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者）			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	60.74656 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	60.74656 t	t
	(今後実施する予定の取組) 本学は教育・研究機関であり，その目的を達成するために様々な実験を行っている。この実験の遂行上発生する特別管理産業廃棄物を計画的に減量化することは，本学の使命である教育・研究の規模縮小を招くこととなり，業務遂行上困難である。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	全処理委託量	60.74656 t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	60.74656 t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	60.74656 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	60.74656 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 本学は教育・研究機関であり、その目的を達成するために様々な実験を行っている。この実験の遂行上発生する特別管理産業廃棄物を計画的に減量化することは、本学の使命である教育・研究の規模縮小を招くこととなり、業務遂行上困難である。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト加入済み ジャパンウエイト株式会社のEDI連携サービスを利用		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書（角間）の別紙

廃棄物の種類	①排出量		自ら再生利用を行った量(②+⑧)						⑤自ら熱回収を行なった量	
	実績	目標			②直接再生利用した量		⑧中間処理後に再生利用した量			
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
引火性廃油	36.5197	36.5197								
pH2.0以下の廃酸	1.3611	1.3611								
感染性廃棄物	15.7	15.7								
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	3.00176	3.00176								
廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	3.34	3.34								
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.52	0.52								
(特定管理廃棄物)燃えやすい廃油	0.304	0.304								
合計	60.74656	60.74656								

廃棄物の種類	⑦自ら中間処理により減量した量		自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(③+⑨)					
					③直接埋立処分等をした量		⑨中間処理後に埋立処分等した量	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
引火性廃油								
pH2.0以下の廃酸								
感染性廃棄物								
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)								
廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)								
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)								
(特定管理廃棄物)燃えやすい廃油								
合計								

廃棄物の種類	⑩全処理委託量									
			⑪優良認定処理業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
引火性廃油	36.5197	36.5197	36.5197	36.5197						
pH2.0以下の廃酸	1.3611	1.3611	1.3611	1.3611						
感染性廃棄物	15.7	15.7	15.7	15.7						
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	3.00176	3.00176	3.00176	3.00176						
廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	3.34	3.34	3.34	3.34						
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.52	0.52	0.52	0.52						
(特定管理廃棄物)燃えやすい廃油	0.304	0.304	0.304	0.304						
合計	60.74656	60.74656	60.74656	60.74656						

備考

※取扱う廃棄物の種類が3種以上の場合、処理計画書の種類の欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙に、廃棄物の種類ごとに排出量を記入してください。
なお、(これまでに実施した取組)、(今後実施する予定の取組)については、産業廃棄物処理計画書の各記入欄に記入してください。
※この表の丸数字は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書の第2面の図表の番号です。
報告書を記入する際にご利用ください。

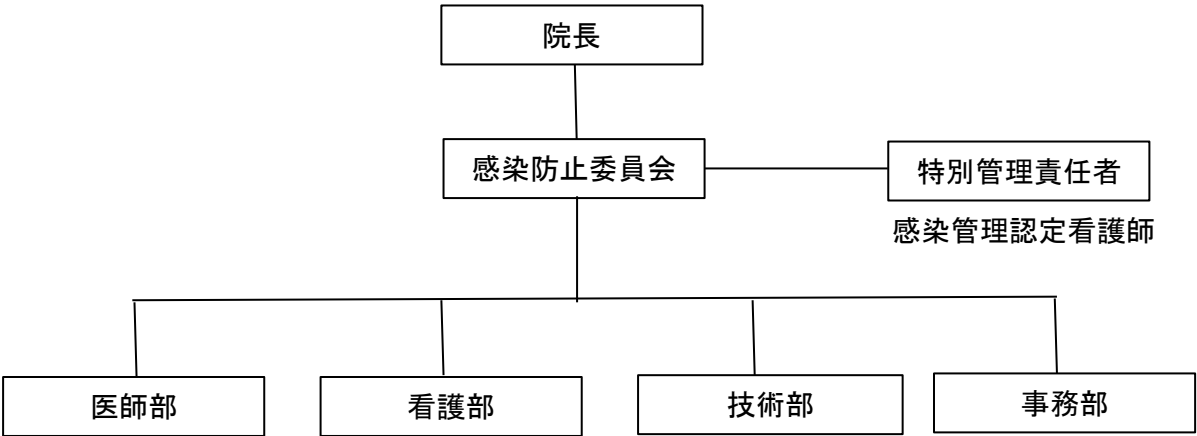
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026 年 5 月 25 日	
(宛先) 金沢市長	
提出者 公益社団法人 石川勤労者医療協会	
住 所 金沢市京町20番3号	
氏 名 理事長 島 隆雄	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-251-6111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	公益社団法人 石川勤労者医療協会 城北病院
事業場の所在地	金沢市京町20番3号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83:医療業
② 事業の規模	許可病床数：292床
③ 従業員数	550人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	城北病院 感染性廃棄物最終保管庫 ↓ 特別管理産業廃棄物収集運搬(処理委託) ↓ 特別管理産業廃棄物最終処理(加熱滅菌処理)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	142 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底・強化（貼り紙等の新設） 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別強化		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	140 t	t
	(今後実施する予定の取組) 更なる分別の徹底に取り組む。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利な感染性産業廃棄物は足踏み式専用ケースを使用。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類ごとに分別する（非感染性産業廃棄物） 院内ラウンドで適正分別のチェックを行う。 ●点滴パック（ルートは別） ●医療材料用段ボール ●紙類など

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（7 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（7 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	全 処 理 委 託 量	142 t	t	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	142 t	t	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
	●職員への学習会を実施した。			
	●院内の廃棄物処理マニュアルの見直しをすすめた。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物
	全 処 理 委 託 量	140 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	140 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	●院内ラウンドで適正分別のチェックを行う。		
	●感染性産業廃棄物と非感染性産業廃棄物の分別を強化する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	142	t
	(今後実施する予定の取組等) 出来る限り電子マニフェストにて管理を行う予定である。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
R 8 年 6 月 12 日	
(宛先) 金沢市長様	
提出者	
住 所 石川県金沢市金石西1-4-45	
氏 名 石川メッキ工業株式会社 取締役社長 鴻野洋行 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-268-1682	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	石川メッキ工業株式会社
事業場の所在地	石川県金沢市金石西1-4-45
計画期間	2026年4月1日から2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	電気めっき業 (2564)
② 事業の規模	80,000万円
③ 従業員数	50名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	アルカリ脱脂液で製品洗浄 ↓ 老液廃棄 ↓ 自社処分出来ないので処分委託 ↓ (株)アイザック・トランスポート ↓ (株)アイザックにて中和処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 取締役社長→製造部：電子マニフェスト管理→管理部：収集業者立ち合い			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ R 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排 出 量	83 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 半量だけ液更新 ・ 液更新を期間管理でなく、処理量管理へ移行 ・ 交換周期を延ばす検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排 出 量	83 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 受注量増でも排出量は現状維持を目標 ・ 処理液ろ過による長寿命化 ・ 交換周期を延長 ・ 長寿命の薬剤に変更		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 性状別に分類しています		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分類を続けます		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ		
	全処理委託量	83t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	83t	t	
	再生利用業者への処理委託量	0t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	t	
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	全 処 理 委 託 量	83 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	83 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・受注量増でも排出量は現状維持を目標 ・処理液ろ過による長寿命化 ・交換周期を延長 ・長寿命の薬剤に変更		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ R 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	83	t
	(今後実施する予定の取組等) すべて電子マニフェスト報告済		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 30日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 金沢市小坂町中83番地	
氏 名 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院 理事長 小市 勝之 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-252-2101	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院
事業場の所在地	金沢市小坂町中83番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業(病院)
② 事業の規模	許可ベッド数 499床
③ 従業員数	令和8年4月1日現在 750名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	全て処分業者へ委託

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 病院長 ↓ 事務長 ↓ 施設管理課長 ↓ 感染性廃棄物管理責任者 検査部長			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	105.63 t	0.81 t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	110 t	0.81 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き徹底した分別を行っていく。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	105.63 t	0.81 t
	優良認定処理業者への処理委託量	105.63 t	0.81 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	全てを優良認定処理業者へ処理委託している		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	110 t	0.81 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	110 t	0.81 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託を継続していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	106.44	t
	(今後実施する予定の取組等) 収集日までに正確な登録をする。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8 年 6 月 15 日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 石川県金沢市下石引町1番1号	
氏 名 独立行政法人国立病院機構金沢医療センター 院長 阪上 学	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-262-4161	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター
事業場の所在地	金沢市下石引町1番1号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	病床数 554床
③ 従業員数	917人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(発生) (梱包) (保管) (収集運搬) (処分) 感染性廃棄物 → ミツペール → 指定保管場所 感染性廃棄物 → 委託処分業 → 委託処分業

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 院長（感染性産業廃棄物管理責任者） ↓ 事務部 ↓ 契約係（実務担当者）			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	排出量	1.32 t	157.72 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	排出量	1.32 t	157.72 t
	(今後実施する予定の取組) 医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難であるが、できるかぎり分別を行う。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を関係部署に配布することを検討している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する一覧表等を関係部署に周知・徹底する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまで実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまで実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまで実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	1.32 t	157.72 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.32 t	157.72 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量	1.32 t	157.72 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1.32 t	157.72 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 医療機関のため徹底した感染防止対策が必要であり、計画的な感染性廃棄物の減量は困難であるが、できる限り分別を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	159.04192 t	
	(今後実施する予定の取組等) 今後もできる限り電子マニフェストにて管理を行う。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

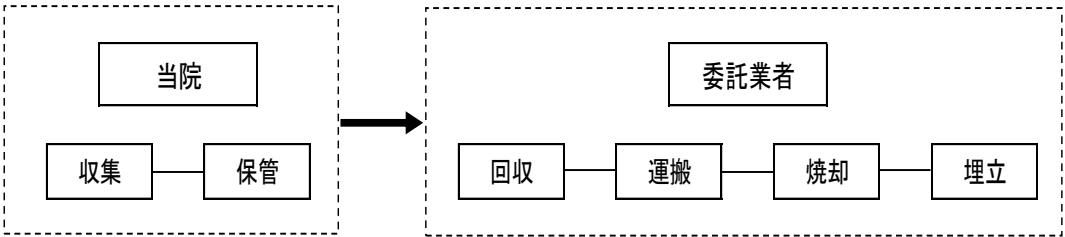
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
7 年 6 月 27 日	
(宛先) 金沢市長	
提出者	
住 所 金沢市千木町へ33番地1	
氏 名 医療法人社団浅ノ川千木病院 理事長 小市勝之 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-257-8600	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団浅ノ川千木病院
事業場の所在地	金沢市千木町へ33番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	500床
③ 従業員数	345人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル、院内感染対策マニュアル、感染性廃棄物管理規程に基づき、感染性廃棄物を専用容器に密閉し、鍵のかかる専用保管庫に保管。 委託処理業者が回収運搬し、最終処理場で焼却、埋め立てを行う。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	73.89 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 医療従事者と検討し、できる限り可能な範囲で分別を行う。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	50 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 感染管理認定看護師、医療従事者と検討し、できる限り分別を行う。 院内再周知。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組)			
	—			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
	—			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	全 処 理 委 託 量	73.89 t	t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	73.89 t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t	
	(これまでに実施した取組)			
	・ 委託処理業者に全処理量の最終処分を依頼している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	50 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	50 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後も委託処理業者に全処理量の最終処分を依頼する。		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 6 年度）実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		73.89 t	
(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。